

## 社会福祉法人長岡寮湯の家役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人長岡寮湯の家（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員及び苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (理事長の勤務日)

**第2条** 法人の理事長の勤務日は月4日以上とし、それに対する報酬は月額35,000円とする。

### (理事長以外の役員等の報酬)

**第3条** 理事長以外の役員等が会議等に出席したときは、報酬として別表に定める日額を支給する。ただし、法人の職員として勤務し給与を受けている者及び地方公共団体の職員であってその職務として会議等に出席した者は、この限りでない。

### (費用弁償)

**第4条** 役員等が公務のため旅行したときは、次条に掲げる旅費の種類により費用を弁償する。

### (旅費の種類)

**第5条** 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料とする。

**2** 鉄道賃、船賃及び航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

**3** 鉄道賃における急行料金は、次の各号いずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(3) 第1号の規定にかかわらず、東海道新幹線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

**4** 車賃は、1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算して計算する。ただし、通算した距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

**5** 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費により支給する。

**6** 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たり1,600円を支給する。ただし、食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

**7** 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によって経路を変更した場合は、現によった経路及び方法によって計算する。

### 附 則 (平成28年12月6日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則 (令和5年6月16日)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

区 分	報酬日額
理 事	5, 8 0 0 円
監 事	5, 8 0 0 円
評議員	5, 8 0 0 円
苦情解決第三者委員	5, 8 0 0 円